

久留米市健康づくり実践優良団体表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的な健康づくりや生活習慣病の予防を推進していくため、市内において積極的に健康づくり活動（運動と食生活）を実践している団体を久留米市健康づくり実践優良団体として表彰することで、本市における健康づくり活動のより一層の促進を図ることを目的とする。

(表彰の対象部門)

第2条 表彰の対象とする分野は、次のとおりとする。

- (1) 健康・身体活動分野
- (2) 食生活分野

(表彰の基準)

第3条 健康づくり実践優良団体表彰は、活動の拠点が久留米市内にある団体又はグループであって、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 活動継続期間が当該年度の10月1日において3年以上であること。
- (2) 健康づくり志向の目的をもって年間を通じて継続的に活動し、今後一層の発展、充実が期待されること。
- (3) 久留米市内に居住する者が10人以上所属していること。
- (4) 構成年齢は概ね20歳以上であること。
- (5) 行政への参加、協力がある、または見込めること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は対象としない。

- (1) 久留米市からの補助金の交付を受けている。
- (2) 久留米市から同じ功績で表彰されている。
- (3) 競技を主目的としている。
- (4) 政治・宗教・思想及び営利を目的としている。
- (5) その他、表彰することが不適當と認められる。

(被表彰団体等の決定)

第4条 表彰される団体又はグループ（以下「被表彰団体等」という。）は、自薦又は他薦による公募を行い、前条に定める基準に基づき、市長が決定する。

2 前条の決定は、別に定める健康づくり実践優良団体表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

(表彰状等の贈呈)

第5条 被表彰団体等に対しては、表彰状及び記念品を贈呈する。

2 前項の記念品は、金員をもって代えることができる。

(表彰の取り消し)

第6条 被表彰団体等が著しく不当な行為を行い、被表彰団体等として適当でない認められるときは、表彰を中止し、又はすでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消された団体等に対しては、すでに受領した表彰状及び記念品の返還を求めることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成21年8月27日から施行する。